

附 属 機 関 等 の 会 議 録

会議の名称	令和８年度第１回座間市市営住宅運営審議会		
開催日時	令和８年７月２３日（木）　　９時００分～１０時１０分		
開催場所	座間市役所５階　５－２会議室		
出席者	伊藤多華委員、大矢新一郎委員、馬場佳陽委員、 宮代孝男委員、伊藤耕人委員、高面敏弘委員		
事務局	佐藤市長、原都市部長、眞島都市整備課長、武藤市営住宅係長、 西田主任、梁瀬主事補		
会議の公開可否	□公開　□一部公開 ☒ 非公開	傍聴者数	０人
非公開又は一部公開とした理由	会議の内容に個人情報等非公開情報が含まれるため		
議題	議案第１号 令和８年度座間市市営住宅入居者の選考について		
報告			
資料の名称	資料１　座間市市営住宅運営審議会規則 資料２　座間市市営住宅運営審議会委員名簿 資料３　市営住宅入居者募集のしおり 資料４　募集と申込状況 資料５　座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価基準 資料６　座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価 資料７　申込者と順位（申込順） 資料８　申込者と順位（住宅別） 資料９　落選者への空き家斡旋		
議事の概要（又は詳細）			
会議の内容	事務局　本日はお忙しいところ、令和８年度第１回座間市市営住宅運営審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。 本日の進行を務めます都市整備課長の眞島です。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより「令和８年度第１回座間市市営住宅		

	運営審議会」を開会いたします。 次第２の自己紹介に移ります。 本日の審議会は、今年度初めての審議会となりますので、伊藤（多）委員より順番に委員の皆さまの自己紹介をお願いいたします。 — 委員自己紹介 — 次に事務局の紹介をさせていただきます。 — 事務局紹介 — 佐藤市長よりご挨拶申し上げます。 — 市長あいさつ — 続きまして審議会の成立についてですが、本審議会は座間市市営住宅運営審議会規則第５条第２項により委員の過半数の出席が無ければ開くことができないと規定されています。 本日は６名の委員のご出席をいただいておりますので、この審議会は成立しておりますことをご報告いたします。 次に、次第４の会長、副会長の選出に移ります。 座間市市営住宅運営審議会規則第４条第１項に「会長及び副会長は委員の互選により定める」となっております。 本審議会の会長の選出ですが、どなたか立候補または推薦はございますか。
委 員	事務局の一任でいかがでしょうか。
事務局	ただいま事務局一任とありましたが、皆様いかがですか。
委 員	異議なし
事務局	前会長は市議会の都市環境常任委員長的美濃口議員でし

た。

この度も、現在、都市環境常任委員長であります伊藤（多）委員にお願いしてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし

事務局 皆さまのご賛同を得ましたので、会長を伊藤（多）委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、副会長の選出ですが、どなたか立候補または推薦はございますか。

事務局一任でいかがでしょうか。

委 員 異議なし

事務局 ありがとうございます。

今回は学識経験者である高面委員にお願いしてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし

事務局 皆様のご賛同を得ましたので、副会長を高面委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会長、副会長席へご移動をお願いします。

では、次第5の会長、副会長あいさつに移ります。

新たに就任されました伊藤（多）会長よりご挨拶をお願いいたします。

— 会長あいさつ —

続きまして、高面副会長より、ご挨拶をお願いいたします。

— 副会長あいさつ —

それでは次第 6 の諮問書の手交にうつります。

本日の議題である議案第 1 号「令和 8 年度座間市市営住宅入居者の選考について」は、座間市市営住宅運営審議会規則第 2 条の規定により、ご審議のうえ、本日答申していただきたくお願い申し上げます。

会長、市長、部長は中ほどにお進みください。

皆さまのお手元には、諮問書の写しをお配りさせていただきますので、ご覧ください。

市長お願いします。

— 諮問書の手交 —

恐れ入りますが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

— 市長退室 —

審議の前にお知らせいたします。

本会議は、「座間市市民参加推進条例」第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づき、本日の「市営住宅運営審議会」会議の開催日時及び場所並びに議題、また今回は非公開であることなどの事項を公表しております。

なお、本日の会議内容につきましては同条例第 12 条第 3 項により会議録を作成し、非公開情報を除き公表させていただきます。

これからの議事進行につきましては、審議会規則第 5 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会 長 それでは、これより議題に入ります。

ただ今、市長より諮問がありました、議案第 1 号「令和 8 年度座間市市営住宅入居者の選考について」審議をお願いいたします。

まずは事務局から説明をお願いします。

	事務局 それでは議案第 1 号「令和 8 年度座間市市営住宅入居者の選考について」を説明いたします。 資料 3「市営住宅入居者募集のしおり」のとおり、6 月 1 日から 1 5 日まで、入居者の募集を行いました。 資料 4「募集と申込状況」のとおり、1 1 住宅 3 0 戸を募集し、3 2 世帯の応募があり、内 4 世帯が失格となりました。入選が 1 4 世帯、落選が 1 4 世帯です。 資料 5「座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価基準」に基づき、資料 6「座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価」のとおり入選者を採点しました。 資料 8「申込者と順位（住宅順）」のとおり、入選が 1 4 世帯、落選が 1 4 世帯という結果となりました。 また、空室活用と落選者への救済措置として、資料 9「落選者への空き家斡旋」のとおり、住宅困窮度が高い順から空き住戸を斡旋していきたいと考えております。 以上をもちまして、議題 1「令和 8 年度座間市市営住宅入居者の選考について」の説明を終了いたします。 会 長 説明が終わりましたが、質問はありませんか。 委 員 子育て世帯が落選している状況。 きめ細かい配慮を考えるとどうなのか。 子育て世帯に関するポイントの在り方を見直す予定はあるか。 事務局 住宅困窮理由でポイントが高くなるのは、立ち退きを求められるなど緊急性の高い困窮理由です。 子育て世帯に特段の低いと評価はしていない。 「ひとり親世帯」や「小学校就学前子供」に加点のポイントしているため、さらなる加点を考えていない。 委 員 家賃について空欄なのは加点要素がなかったということ
--	---

	か。
事務局	ご自身で家賃を支払っていない方などが空欄となっている。
委 員	入居者のしおりについて、建物の更新時期は入選後に知られるのか。
事務局	しおりの８ページに「借上型住宅では、借上期間満了時に転居していただきます」と記載しているが、借上期間がいつまでは記載していない。 窓口で質問があれば答えている。
委 員	複数応募は可能か。 入選した方を見ると、ポイントが低くても入選している方もいる。
事務局	複数応募が検討していないが、落選した方に斡旋する支援はしたいと考えている。
委 員	一人１住宅は決まりがあるか。
事務局	確認する。
委 員	募集と申込状況を見ると、シティハウス鈴鹿、緑ヶ丘、長宿、皆原の申込が圧倒的に多いのは理由があるか。
事務局	生活環境が理由になっていると思われる。 駅や買い物先が近いことが好まれていると思われる。 逆に四ツ谷地域などでは坂が多い環境や買い物先までの距離感が敬遠されている理由だと思われる。
委 員	立野台住宅の申し込みが少ない理由があるか。

	事務局 シティハウスと記載のある借上型住宅は風呂設備があるが、直接建設型住宅には風呂設備がなく、経済的な理由で敬遠されていると思われる。 学区を理由に選ばれなかった方もいる。 委員 風呂設備についてどのように考えているか。 事務局 財政的な事情や、市営住宅の在り方自体も検討していく中で検討したい。 委員 市営住宅の有効活用としても検討してほしい。 事務局 意見として賜る。 会長 ほかに質問はありませんか。 以上で、議案第１号「令和８年度座間市市営住宅入居者の選考について」を採決したいと思います。事務局原案のとおり決定することについて、賛成の方の挙手を求めます。 — 賛成者挙手 — 挙手全員でございます。 よって、事務局原案のとおり決定することに致します。 これをもって、議案第１号「令和８年度座間市市営住宅入居者の選考について」の答申とし、後ほど、市長へ答申いたします。 続いて、答申の方法につきまして、ご意見をお願いいたします。 いかがでしょうか。 委員 会長に一任で異議なし。 会長 では、答申の方法につきましては、副会長と相談の上行います。
--	---

以上をもちまして本日の審議事項は終了しました。
ここからの進行は事務局にお返しいたします。

事務局

ありがとうございました。
他に質問はございますか。

無いようですので、ここで、答申書の作成及び答申の方法
を会長、副会長で相談していただきたいと思いますので、1
0分後の10時05分まで休憩とします。

— 休憩 —

再開いたします。

先ほど決定いたしました、議案第1号「令和8年度座間市
市営住宅入居者の選考について」の答申を作成いたしまし
た。

会長、部長は中へお進みください。

皆様のお手元には、答申書の写しをお配りさせていただきます
しますので、ご覧ください。

— 答申書の手交 —

では、皆様のお手元にお配りした答申書のとおり、この
後、会長及び副会長より答申していただきます。

次回の審議会の開催時期は現在のところ未定です。

詳細が決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願い
申し上げます。

それでは最後に、閉会の言葉を副会長お願いいたします。

— 閉会のことば —

以上